

# 愛知学院大学心理学会会則

- 第1条 本会は愛知学院大学心理学会と称する。
- 第2条 本会の事務所は愛知学院大学心理学部に置く。
- 第3条 本会は、本大学の設立の趣旨に則り、心理学に関する学術研究を通じ、学問の水準を向上せしめ、社会一般に寄与することを目的とする。
- 第4条 本会の会員は以下の通りとする。
1. 正会員 心理学部専任教員
  2. 準会員 心理学部在学学生
  3. 賛助会員 心理学部卒業生及び本会の趣旨に賛同し会長の承認を得た者
- 第5条 本会は第3条の目的を達成するためつぎの事業を行なう。
1. 愛知学院大学心理学部紀要の刊行。
  2. 研究会、講演会及び討論会の開催。
  3. 「心理学会叢書」の刊行。規程は別に定める。
  4. その他本会の目的を達成するために必要と認められる事業。
- 第6条 愛知学院大学心理学部紀要は毎年1回以上発行し会員に配布するとともに、本会や愛知学院大学、または愛知学院大学等の委託する機関において電子化・公開する。
- 第7条 本会に以下の役員を置く。
1. 会長 1名
  2. 副会長 1名
  3. 会計 1名
- 会長は学長がこれを委嘱する  
副会長、会計は正会員の互選により、会長がこれを委嘱する。
- 第8条 会長は、本会を代表し会務を統括する。  
副会長は、会長を補佐し会務を統括する。  
役員は、役員会を構成し本会の企画運営にあたる。
- 第9条 役員会は、会長が招集しその長となる。
- 第10条 会長は、本会の会務執行のため必要あるときは、実行委員を委嘱することがある。
- 第11条 会員は毎年度初めにおいて会費を納付する。新入会員は入会金を納付するものとする。
- 第12条 本会の運営費は、会費、愛知学院大学からの補助金または有志からの寄附金、及びその他の収入をもってあてる。
- 第13条 本会の会計は毎年4月に始まり翌年3月に終わる。会計報告は年度末に行なう。
- 第14条 本会会則の改正は正会員の3分の2以上の賛同をもって成立する。
- 附 則 この会則は2022年4月1日より施行する。